優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

サッシ（木造住宅用サッシ）

Windows(Windows for wooden Housing)

BLS WDW:2006

２００６年７月２５日公表・施行

財団法人 ベターリビング

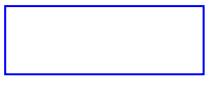

――――― 平成１７年１２月１日付で公表した「改正優良住宅部品認定基準等（平成１７年９月９日付け改正）の運用について」を示したものです。

目　　次

優良住宅部品認定基準

サッシ（木造住宅用サッシ）

Ⅰ．総則
1．適用範囲
2．用語の定義
3．部品の構成
4．材料
5．施工の範囲
6．寸法
Ⅱ．要求性能
1　住宅部品の性能等に係る要求事項
1.1 機能の確保
1.2 安全性の確保
1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
1.2.3 健康上の安全性の確保
1.2.4 火災に対する安全性の確保
1.3 耐久性の確保
1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
1.4.1 製造場の活動における環境配慮
1.4.2 サッシ（木造住宅用サッシ）のライフサイクルの各段階における環境配慮
1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
1.4.2.3 施工時における環境配慮
1.4.2.4 使用時における環境配慮
1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
2　供給者の供給体制等に係る要求事項
2.1 適切な品質管理の実施
2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
2.2.1 適切な品質保証の実施
2.2.2 確実な供給体制の確保
2.2.3 適切な維持管理への配慮
2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
2.2.4 確実な維持管理体制の整備
2.2.4.1 相談窓口の整備
2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
2.3 適切な施工の担保
2.3.1 適切なインターフェイスの設定
2.3.2 施工方法・納まり等の明確化
3　情報の提供に係る要求事項
3.1 基本性能に関する情報提供
3.2 使用に関する情報提供
3.3 維持管理に関する情報提供
3.4 施工に関する情報提供
Ⅲ．附則

優良住宅部品認定基準

サッシ（木造住宅用サッシ）

Ⅰ．総則

1．適用範囲

本基準は、木造住宅の垂直壁に使用する断熱性を有するサッシに適用する。

2．用語の定義

a)木造住宅用サッシ：躯体が木造で、サッシの取付け部分が木となるサッシのうち、熱貫流率が4.65W／（㎡・K）以下のサッシをいう。

b)戸：框材等で構成されるサッシの可動部分をいう。

c)出窓：出窓ユニットまたは出窓サッシユニットとし、床面積に算入されないもので、外壁から突出する部分の見付面積の 1/2 以上を窓とし、外壁からの出寸法が 500㎜ 未満、床から 300㎜ 以上の高さに取り付けられるものをいう。

d)出窓ユニット：窓としての機能以外に、庇等の屋根及び窓台等が一体となった機能を有する出窓をいう。

e)出窓サッシユニット：庇等の屋根及び窓台等が躯体として作られているものに取り付けられる、窓としての機能だけを有する出窓をいう。

f)膳板：出窓窓台部材の室内側表面に設置される化粧板をいう。

g)遮音型サッシ：遮音性のあるサッシで、音響透過損失の平均値が 20dB 以上のサッシをいう。

h) 防火型サッシ：建築基準法に基づく防火設備をいう。

i) 製造場：部品及びそのパーツを製造する場所を示す。自社工場はもとより他社の工場において製造した部品及びそのパーツについてもそれぞれ製造された場所が製造場となる。

j) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。

k) 消耗品：取替えパーツの内、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持する為に交換することを前提としているもの。

l) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。

m)インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3．部品の構成

a）標準的な構成部品は表－１による。

表－１　構成部品

構成部品名	構成の別　注)	備考
枠材（上枠、下枠、竪枠）	●	
框材（上框、下框、竪框）	●	
屋根部材	●	出窓ユニットに限る。
窓台部材	●	
竪骨	△	
中骨	△	
竪桟	△	
方立	△	
無目	△	
中桟	△	
押縁	△	
気密材	△	
額縁	△	
はずれ止め	△	
戸当り	△	
戸車	△	
丁番	△	
クレセント	△	
ハンドル	△	
スライドセット	△	
引手	△	
あおり止め	△	
ストッパー機構	△	
ドアクローザ	△	
網戸	△	
水切り	△	
鍵付きクレセント	△	
アンカープレート類	△	
小ネジ又はボルト類	△	
木ねじ又はリベット類	△	
アンカー	△	出窓ユニット、出窓サッシユニットに限る。
手摺	△	
脇板	△	

注）構成の別

●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

b) 開閉形式

開閉形式は、次のいずれか又は組み合わせとする。

1) 引違い　　6) 辷り出し（縦軸、水平軸）
2) 片引き　　7) 回転（縦軸、横軸、多軸）
3) 片開き　　8) 上げ下げ
4) 両開き　　9) はめ殺し
5) 内倒し　　10) その他

c)出窓平面形状

出窓平面形状は、次のいずれかとする。

1)台形　　2)長方形
3)三角形　　4)その他

4．材料

a) 必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料はその名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明すること。

b) サッシに用いるガラスは、JIS 規格製品であるか、又は JIS 等と同等の仕様・性能を有すると証明されたガラスを使用することとしていること。

5．施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

a) 枠の躯体への固定

b) 戸の吊り込み

c) 必須構成部品の調整・検査

d) 選択構成部品の取付け及び調整・検査

6．寸法

サッシの製品に対する寸法公差は、JIS A4706:2000「サッシ」による。

Ⅱ．要求事項

1　住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1　機能の確保

a) サッシの気密

気密性は、JIS A4706:2000「サッシ」に定める等級のＡ－３以上に適合すること。なお、気密性の性能による名称の別は表－４による。

表－４　サッシの性能一覧

名称	断熱性（熱貫流率[*1]）	気密性	耐風圧性	水密性[*2]
Ｓ型	Ｕ≦2.33	Ａ－４	Ｓ－２以上	Ｗ－２以上
１型	2.33＜Ｕ≦2.91			
２型	2.91＜Ｕ≦3.49			
３型	3.49＜Ｕ≦4.07	Ａ－３以上		
４型	4.07＜Ｕ≦4.65			

＊１：Ｕは熱貫流率を表し、単位は　" Ｗ／（㎡・Ｋ）" とする。
＊２　：二重サッシにあっては、両側総合の等級でＷ－３（旧等級 25）を確保すること。

b) サッシの水密

水密性は、JIS A4706:2000「サッシ」に定める水密性の等級Ｗ－２以上に適合すること。

c) サッシの断熱

断熱性は、熱貫流率が、4.65Ｗ／（㎡・Ｋ）以下であること。なお、断熱性の性能による名称の別は表－４による。

d) サッシの遮音

遮音型サッシの場合の遮音性は、100Hz～2,500Hz の範囲の 1/3 オクターブバンド毎の音響透過損失の単純平均は 20dB 以上又は 25dB 以上であること。

e) 結露対策

結露水に対して対策を講じてあること。

f) 開閉力

1) 開閉形式が引違い及び片引きの場合には、JIS A4706:2000「サッシ」に定める開閉力に適合すること。

2) 開閉形式が引違い及び片引き以外の場合には、円滑に操作できること。

g) クレセント等の施錠部は、円滑に操作できること。

h) ハンドル等の操作部は、円滑に操作できること。

i) 引き手等は、開閉しやすい形状を有していること。

j) 開き戸、開き窓、回転窓等は、ストッパー機構又はこれに代わるあおり止め機構を有していること。ただし、開き戸はドアクローザ等の自動閉鎖機構でもよい。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

a) サッシの耐風圧

耐風圧は、JIS A4706:2000「サッシ」に定める耐風圧性の等級Ｓ－２以上に適合すること。

b)はずれ止め

開閉形式が引き違い及び片引きの場合は、戸のはずれ止め機構を有していること。

c)耐薬品性

必須構成部品がプラスチックの場合には、一定の耐薬品性を有していること。なお、除去できない薬品がある場合には、取扱説明書等に明記し説明されていること。

d) 出窓ユニットの膳板の強さ

膳板を有する場合の、膳板は所定の局部荷重による有害な破損がないこと。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a)形状、加工の安全

通常の使い方で開閉時に指をはさむ又はケガをする等の危険がないこと。

b)形状上の安全

みえがかり箇所は、バリ、メクレ、危険な突起物等がないこと。

1.2.3 健康上の安全性の確保

a) 構成部品に使用する材料の、ホルムアルデヒドによる室内空気汚染への対策

構成部品に使用する材料は､ホルムアルデヒドによる室内空気汚染への対策が施されていること。

1.2.4 火災に対する安全性の確保

防火型サッシの場合は、建築基準法第 2 条第 9 号の二のロに規定する防火設備であること。

1.3 耐久性の確保

サッシは、耐久性を損なうこと（異種金属材料間の接触腐食、プラスチック材料の異常劣化、木材腐れ等の発生）がないように措置されていること。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 サッシ（木造住宅用サッシ）のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され､又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産･製造されているなど､材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し､取外しの際､環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど､更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確

にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2　供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む。）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1) 雨水の浸入を防止する機能の部分又は機能に係る瑕疵　１０年

2) 1)以外の部分又は機能に係る瑕疵　２年

運用方針：
無償修理保証に係る部品の瑕疵に含まれる施工の瑕疵とは、部品製造の延長として位置づけられる認定企業の直接施工や認定企業の提携施工者による施工についての瑕疵をいうものであります。従って、当該部分は、施工が提携施工者等に限定される部品や施工者を限定しない部品における提携施工者等による施工について適用されます。

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備･運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

a) 構成部品において、取替えパーツについて明確にしていること。

b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。

c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツの交換の必要性を明らかにすること。

d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を 10 年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

a)　消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。

b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 施工方法・納まり等の明確化

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の禁止事項、注意事項が明らかとなっていること。

運用方針：
施工方法・納まり等の明確化に関しては、施工者を提携施工者等に限定する部品の場合は、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工方法・納まり等の明確化が図られているものとします。

3　情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

少なくとも次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

a) 気密・水密・耐風圧性能

b) 断熱性能

c)遮音性能（選択した場合）

c) 防火性能（選択した場合）

d) 開閉形式

e) 仕上げ・材質

f) 把手の形状

g) 各種寸法

h) 付属部品の種類・構成

i) 使用するガラスの制限に関すること

j) ホルムアルデヒド発散速度又は発散区分

（ホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料を使用する場合）

k) サッシを設置するために使用するシーリング材等にホルムアルデヒドの放散が少ない材料を選択する必要がある旨

3.2 使用に関する情報提供

a) 少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。

1) 誤使用防止のための指示・警告
2) 事故防止のための指示・警告
3) 製品の使用方法
4) 使用者が維持管理するべき内容
5) 日常の点検方法（一般的な清掃用具を使用しての清掃方法や清掃時の注意事項を含む。）
6) 必須構成部品がプラスチックの場合の除去できない薬品等
7) 故障・異常の確認方法及びその対処方法
8) 製品に関する問い合わせ先
9) 消費者相談窓口

b) 無償修理保証の対象及び期間を記載した保証書又はこれに相当するものがわかりやすく表現されており、かつ、所有者に提供されること。

c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。

運用方針：
保証書等への瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨の明記については、当分の間、当財団において広報に努めるとともに当財団のホームページにその旨を掲載しますので、品質保証書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

3.3 維持管理に関する情報提供

少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

a)製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法

b)取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間

c)有償契約メンテナンス体制を有している場合の内容

d)消費者相談窓口

e) 組み込みガラスの規格、仕様

3.4 施工に関する情報提供

少なくとも次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

a) 施工の範囲及び手順

1) 下地の確認
2) 枠アンカーの躯体への固定と枠アンカーとサッシ枠の固定
3) 窓、戸のつり込み、調整及び固定
4) 選択構成部品の取付け及び調整

b) 施工上の留意事項等

1) 現場での加工・組立て・取付け手順

2) 必要な特殊工具及び留意点
3) 下地の確認、取付後の検査及び仕上げ
4) 取り合い部分についての標準納まり図
5) 使用するガラスの制限に関すること

c) 関連工事の留意事項
1) 取付下地の要件及び施工方法
2) ガラスの組み込み方法
3) その他関連工事の要件

d) 品質保証に関する事項
1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間
2) 保険の付保に関する事項
① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。
② 施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。

運用方針：
・施工を提携施工者等に限定する部品の場合の施工説明書等については、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工に関する情報が適切に提供されているものとします。また、無償修理保証の対象、期間等並びにＢＬ保険の付保に関する事項についても、同様に適切に情報提供されるものとして、施工説明書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

・施工者を限定しない部品の場合の施工説明書等については、既認定部品の施工説明書との関連等でやむを得ない場合には、施工説明書に施工方法の禁止事項・注意事項の一部及び施工の瑕疵に対してＢＬ保険が付保されていることの紹介のみにとどめ、当財団において当該認定部品に係る禁止事項・注意事項のすべてを記載した施工要領並びに施工の瑕疵に付保されるＢＬ保険制度の詳細についてホームページに掲載しますので、これを活用することができるものとします。この場合、施工説明書には当財団ホームページに当該住宅部品の施工要領及びＢＬ保険制度の詳細が掲載されている旨を記載するか、既認定部品の取扱いと同様に当財団で用意する共通の追補ペーパーを貼付等してその旨を明らかにすることもできるものとします。
なお、無償修理保証の対象、期間等については、部品製造の延長として位置づけられる提携施工者等の施工の場合には、施工説明書に記載することができるものとします。

Ⅲ. 附則

１．この認定基準（サッシ（木造住宅用サッシ）ＢＬＳ ＷＤＷ：２００６）は、２００６年７月２５日から施行する。

２．この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（サッシ（木造住宅用サッシ）ＢＬＳ ＷＤＷ：２００５）は廃止する。

３．この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から３か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。